

同時発表：下関市

平成31年4月19日
港湾局産業港湾課

新たに下関港と那覇港を国際旅客船拠点形成港湾に指定

～官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向けて～

国土交通省は、港湾法の規定に基づき、平成31年4月22日、下関港及び那覇港を国際旅客船拠点形成港湾に指定し、石井国土交通大臣から両港の港湾管理者に指定書を交付します。

現在、国土交通省は、クルーズ船の受入環境の整備の取組の一環として、クルーズ船社による旅客施設等に対する投資と国や港湾管理者による受入環境の整備を組み合わせ、短期間で効果的な国際クルーズ拠点の形成を図るため、国土交通大臣が指定する港湾において、旅客ターミナルビル等に投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を認める制度により、これまでに7港（横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港、平良港、鹿児島港）を指定しています。

昨年10月5日から12月27日にかけて、港湾管理者及びクルーズ船社に対し、「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」（以下「計画書（目論見）」という。）の第3回目の募集を行ったところ、下関港及び那覇港から計画書（目論見）の応募があり、官民連携によるクルーズ拠点形成検討委員会における評価結果を経て、平成31年3月1日付けで、両港を「『官民連携による国際クルーズ拠点』を形成する港湾」に選定しています。

今般、国土交通省は、4月22日付けで、下関港及び那覇港を「国際旅客船拠点形成港湾」として指定し、各港湾管理者に指定書を交付することとしましたのでお知らせします。

今後、両港においては、港湾管理者が「国際旅客船拠点形成計画」を作成するとともに、同計画に基づき、港湾管理者と連携するクルーズ船社が岸壁の優先的な使用、クルーズ船社による旅客ターミナルビルの整備等に関する協定を締結するなど、国際クルーズ拠点の運用開始に向け、必要な取組を進めていくこととなります。

国際旅客船拠点形成港湾の指定書交付式

日時：平成31年4月22日（月）11：05から15分程度
場所：国土交通省 国土交通大臣室（中央合同庁舎3号館4階）
次第等：別紙のとおり

※なお、公務等の都合により時間、場所及び出席者等が変更となる場合がございます。

※取材可能（カメラ撮り可）ですので、取材を希望される方は、事前に別添取材登録票により、19日中にご登録のうえ、当日10時50分までに4階エレベーターホールにお集まりください。

【問い合わせ先】 港湾局 産業港湾課 稲葉、東條
（代表）03-5253-8111 [内線] 46424、46423（直通）03-5253-8672（FAX） 03-5253-1651